



とよしん

海外貿易投資ニュース

海外展開セミナー in グレーター・ナゴヤ (協力:6信用金庫連携アジア会)

8月30日、主催:経済産業省中部経済産業局、共催:グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会、協力:6信用金庫連携アジア会のもと、海外展開セミナーが開催されました。地域を挙げた産業創出の取組として進めている「中部地域八ヶ岳構造創出戦略」の柱の一つであるグリーン・アンド・クリーン・ビジネス関連分野や、リスク・コストを低減しながら、幅広い顧客ニーズに対応するための共同グループ形成による海外展開の実例、中小企業が海外へ事業展開を行うにあたって障害となる知的財産の取扱いに係る留意事項、勝れた技術を活用し海外市場を視野に入れた事業展開の可能性について、講演が行われました。

【第一部:「バイオマスエネルギーを活用した環境保護・エコロジーに貢献する機械製造及び海外展開」 講師:明和工業株式会社代表取締役北野滋氏】

同社は、石川県金沢市に本社をおき、農業施設向け各種公害対策装置、環境・エネルギーリサイクル装置、食品機械などの設計・製造・販売を行っています。同社は、東京大学・東京工業大学・石川県農業総合研究センター・その他多数と産学官連携、共同研究を実施しています。同社の技術は、海外からも注目され中国・タイ・台湾・フィンランド・ベトナム・韓国などの環境分野で利用されています。中国展開は、金沢大学の留学生と熱分解について共同研究を行った後、遼寧省鞍山市に粉殻炭化装置を設置、同留学生の帰国に際し、装置メンテナンスのため独資で事務所を設立。その後も中国には各地にバイオマス関連装置を納入しています。中国は環境関連装置の需要は多いものの、コスト面で厳しいとのこと。一方、タイは、バンコク支店を設立し地場大学に納入するなど順調推移していたものの、責任者(日本人)と現地との信頼関係が築けず、撤退。異国の民族性、ビジネス慣習などの綿密な事前調査、自社の中長期計画における当該国ビジネスの位置付け、など国内ビジネスとの違いを大いに思い知らされた事例となりました。同社は、2013年7月、JICA主催民間連携調査団に参加し、ペルー・ブラジルを訪問しました。ブラジルの土壌は野菜作りに不向きだが、鶏糞を炭化(リンを多く含む)し農業利用することを提案したり、ゴミ処理についても炭化・メタン発酵による農業利用等を提案しました。終わりに、海外展開で重要なこととして、目的明確化、国等公的機関の支援活用、技術開示程度、信頼できるヒト、安売りしないことを挙げていました。



(明和工業株式会社代表取締役 北野滋氏)

【第二部:「チーム京都と中国進出」 講師:秀峰自動機株式会社代表取締役 京都自動設備支援ネットワーク協議会会長栗山武氏】

チーム京都(正式名称:京都自動化設備支援ネットワーク)とは、公益財団法人京都産業21を事務局に2012年発足した中国市場がターゲットの共同受注体(進出支援団体)です。当初20社でしたが現在40社が集まり組織しています。高い企画力・設計力・精密な加工技術・高い応用力で、省力化・自動化設備をはじめとする製造業のソリューションを“Japanクオリティ”で中国国内に提供しています。京都と上海を活動拠点に着実に実績を上げています。チーム京都発足経緯について、2011年、中国在住の自動機製造会社が1社単独では受注できない大口の引き合い案件が頭の上を通過していて、何とかチームを組んででもその引合を受け止められないかと、(公財)京都産業21上海代表処に要請、中国に在住する関連企業に声掛け、一方、日本側では(公財)京都産業21が京都の関連企業20社に召集をかけ、発足に至りました。チーム京都の特徴は、経験豊かな京都企業がチームを組み、企画・設計・製作・保守・ソフトウェア・教育コンサルティングといった、ハード面とソフト面で包括した取組を行っていることです。終わりに、栗山氏は「仕事のチャンスは大いにあるが、十分な市場調査と人脈構築が必要であり、日系企業に比べ仕事量が絶対的に多いローカル企業へアタックするには、良い中国人パートナーと連携することが必須である」「海外展開なので、納品商品は日本以上に完成度を高め、ニーズを的確に掴み、そのニーズの波に乗る決断をしないと経営判断を誤る」と述べました。



(秀峰自動機株式会社代表取締役 栗山武氏)

【第三部:「知的財産の活用とリスク」 講師:独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)海外知的財産プロデューサー川島泰介氏】

初めの「海外ビジネス構想と知財の係わりについて」では、相手を信頼して何もかも見せてはならない、事前の知財出願を済ませること等、述べました。次に「中小企業における知財体制・活動の在り方」では、秘密保持のための方策に触れ、絶対に社内だけに留めたい情報・秘密保持契約を結んだ上で開示しても良い情報等、情報の仕分/管理を徹底すべきであると述べました。続いて、「海外進出に伴う契約での留意事項」では、問題事例を紹介し最悪の事態に対処できる規定を盛り込み相手と交渉・締結すること等、解説しました。



(当日の会場の様子)

労使間の対話などに関する改正労働法の施行細則が発効へ（ベトナム）

2013年5月1日から施行された改正労働法で、新たに規定された職場における労使間の対話(同法63～65条)、および職場における民主的規則の履行に関する政令(No.87/2007/ND-CP(2007年5月28日付))の変更につき、その詳細規定が政令No.60/2013/ND-CP(6月19日付公布、8月15日から施行)により明確化された。ただし、その実施に当たっては、企業情報の取り扱いなどに慎重さが求められる。
 <職場の良好な労使関係づくりが目的>

この政令は、職場における民主的規則の制定と履行を求めており、その施行形式として、最低3か月に1回の労使代表による定期対話と、1年に1回の被雇用者全員との職場集会を義務付けている。その内容は、企業のビジネスプラン、生産計画、経営状況、労働条件、賃金体系、報奨制度、労務環境、労使それぞれの要求など多岐にわたっている。

そもそもこの政令は、雇用者と被雇用者間で情報を共有し、相互理解を深め、職場の良好な労使関係を構築することを目的としている。ただし、政令は賃金も含め労働条件全般を労使間の定期対話の議題としており、雇用者側も慎重に対応しないと、新たな労働争議勃発の火種となりがねないので、注意を要する。

<年1回、職場集会を義務付け>

政令の主な内容は以下のとおり。

○職場における民主的規則の制定と履行についての原則

- 1.雇用者は労働法の枠組みの中で制定した職場における民主的規則の履行を通じて、被雇用者の民主的権利を尊重し保証しなければならない。(4条1項)
- 2.企業は透明性の確保された職場における民主的規則をつくり、実行しなければならない。(4条2項)

○職場における民主的規則に盛り込むべき内容

- 1.雇用者から被雇用者への情報提供(6条1～8項):企業のビジネスプラン、生産計画、経営状況、労働条件、賃金体系、報奨制度、労務環境など
- 2.被雇用者による意見の陳述(7条1～6項):労働協約、社内諸規定への修正・追加提案、労働環境、衛生・安全への改善提案、労働争議への解決案など
- 3.被雇用者による決定(8条1～6項):労働契約の締結、労働組合への加盟、ストライキへの参加など
- 4.被雇用者による審査・監督(9条1～8項):雇用者から情報提供された内容(企業のビジネスプラン、生産計画、経営状況、労働条件、賃金体系、報奨制度、労務環境など)の履行状況

○職場における民主的規則の施行形式

1.職場における対話(10～13条)

- (1)雇用者は自らの責任で3か月に1回、労働組合執行委員会と職場における定期対話を準備し開催しなければならない。また、双方の要求に応じ、雇用者は別途臨時の職場における対話を開催する責任を有する。
- (2)職場における対話で、参加者は民主的規則に定められた内容に関し、情報・データの提供、意見交換、改善提案、討議を行う責任がある。
- (3)雇用者と労働組合執行委員会委員長は議事録を3部作成し、署名する。
- (4)雇用者は議事録の内容を職場で公表し、被雇用者と情報共有する責任を有する。

2.職場集会(14～20条)

- (1)雇用者は1年に1回、被雇用者全員と職場集会を開催しなければならない。
- (2)被雇用者が100人以上の企業はその代表者を選出し、代表者との対話も可能(ただし101～1,000人の場合は最低50人+100人ごとに5人、1,001～5,000人の場合は最低100人+1,000人ごとに20人、5,001人以上の場合は最低200人の参加が必須)。
- (3)職場集会で、参加者は民主的規則に定められた内容に関し、情報・データの提供、意見交換、改善提案、討議を行う責任がある。
- (4)雇用者は職場集会の被雇用者側代表者と協力し、討議内容の結果と今後の行動を全被雇用者に知らせなければならない。
- (5)職場集会の被雇用者側代表者は、討議結果の実施状況につき、審査・監督し全被雇用者に知らせなければならない。

<中小の進出日系企業には負担増か>

この政令は雇用者と被雇用者間で情報を共有し、相互理解を深め、職場の良好な労使関係を構築することを目的としている。ただし賃金、労働条件、および企業情報といった注意を要する内容も含まれており、実施方法を誤ると重大な労務問題に発展しかねないので、慎重な対応が求められる。

専門の人事労務担当者のいる大手企業はまだしも、少ない駐在員が1人で何役もこなしている中小の日系進出製造業にとっては、きめ細やかな対応を取るには大変負担の大きい内容と言わざるを得ないだろう。

(出所:ジェトロ通商弘報 52047184956a0 2013年8月12日 「労使間の対話などに関する改正労働法の施行細則が発効へ(ベトナム)」)

！！外貨両替は弊庫へ 米ドルは全店で、17通貨は本店で取扱中！！

9月は次のセミナー等をご案内させていただきました。

| セミナー等名称 | 開催地 | 主催者 |
|-------------------|-----|---------------------|
| ラオス経済・投資セミナー | 名古屋 | 日本アセアンセンター、ラオス計画投資省 |
| 唐山曹妃甸投資説明会 | 名古屋 | 唐山市人民政府 |
| 山東省膠州市投資セミナー | 名古屋 | 膠州市人民政府 |
| 貿易投資相談会(個別相談) | 名古屋 | 信金中央金庫名古屋支店 |
| メキシコ自動車部品市場セミナー | 名古屋 | 名古屋国際見本市委員会 |
| 中小企業のためのインド進出セミナー | 名古屋 | あいち産業振興機構 |



国際業務部

〒471-8601
愛知県豊田市元城町1-48

電話 0565-36-1381

FAX 0565-36-1213

URL <http://www.toyoshin.co.jp>